

設問1(1)

1. [事実]1の下線を付した契約(以下、本件契約)は、AのBに対する消費貸借契約に基づく債務を担保するためになされたものである。そして、その内容として、「今後1年間の間に有することとなる、代金債権をBに譲渡するものとされていることから、本件契約は、いわゆる将来債権譲渡担保の性質を有する。民法上明文の定めがない将来債権譲渡担保契約は、有効か、またその要件は何であるかか問題となる。

2. まず、譲渡担保は、金融の必要性の観点から、当事者の合意の下、有効であると解する。また、将来債権譲渡担保についても、金融の必要性から、合意の下、有効であると解する。もともと、未発生 of 債権について、制限なく譲渡担保を認めると、範囲が無限定となり、担保権者に不当な利益を与え、また他の担保権設定者の債権者を害することもあり、妥当とはいえない。そこで、将来債権譲渡担保は、その範囲、対象、其期間などにより、担保権を設定する債権が特定されていることが必要であると解する。

本件契約は、その対象が「パネルの部品の製造及び販売に係る代金債権」と特定されている。また、その時期も平成25年1月1日から「今後1年間に有することとなるもの」として特定されている。→訴訟物と置く程度は多く、

したがって、本件契約は、将来債権譲渡担保契約として有効である。

3. では、甲債権をBはいつの時点で取得するか。

譲渡担保契約において、権利がいつ移転するかについては、契約時に担保権者に権利移転するとの考え方もありうる。もともと、譲渡担保契約は、当事者の合意によりなされるものであることを考えると、一率に権利の移転時期を決するのは妥当ではない。それぞれの契約ごとに、当事者の合意の

第

問

（第問）

1 内容から決すべきである。

2 本件契約において、融資金の返済が滞るまでは、Aのしか担保権が設定さ
3 れた債権を取り立てることが合意されている。この合意~~は~~^は契約時点で、B
4 に権利が移転していることが前提~~は~~^はである。他方、BはAが返済を怠った
5 場合は、Bの通知により、Aが上記取立権限を喪失することを合意している。取Aが
6 取立権限を喪失するのは、その時点で、Bに取立権限が移転することが合意の
7 内容となつていると評価して良い。→ 他の時期もあつるけど、この時点とね、という理由付けが
8 要する。そうすると、AB間の合意の内容から、Bの通知の時点で、Bに権利が移転する
9 とが決められていたといえる。

10 4. よって、Bによる通知のあった時点、すなわち、平成25年5月27日の時点、
11 で、Bは甲債権を取得する。

12 設問1(2)

13 1. まず、Cは、平成25年3月25日に、甲債権に係る債務は、Dが引き受けている
14 ことを理由に、Cはその債務を負うことはな~~い~~^いとして、支払いを拒絶すること
15 が考えられる。

16 この場合、AD間の合意の内容がCに通知されてい~~ない~~^{ない}ことから、~~AD間~~^{AD間}
17 の合意は、11書ける併存的債務引受としての効力~~も~~^もが有~~さ~~^ないとのDからの反論
18 が考えられる。これに対しては、11書ける~~免責的~~^{免責的}債務引受において、債務者と
19 引受人の合意だけでは足りず、債権者の承諾を有効要件とすべき~~もの~~^{ものは、}
20 ~~例は~~^{例は}債権者保護の観点からである。そうであれば、免責的債務引受
21 において、不利益を受ける債権者と引受人の合意~~さ~~^されば、免責的債
22 務引受において利益を受ける債務者への通知はなくとも、有効に免責
23 的債務引受契約は、成立すると反論することが考えられる。

第 問

2. また、仮にAD間の合意が、併存的債務引受としての効力しか有しないとしても、甲債権は、Bに譲渡されており(民法466条1項)、Bは5月7日にDに「確定日付のある証書」(民法467条2項)により、「債務者以外の第三者であるDに対して、対抗要件を具備して~~お~~た」いることを理由として、支払いを拒絶することが考えられる。

467条2項の通知は、債務者の二重井済の危険を回避し、債務者をインフォーマンセクターとして、対抗要件具備の判断をゆたかせるものである。そして、差押えの通知は、未だこの時点では、支払いの危険が現実化して~~い~~るとは~~い~~えずに~~い~~。差押えの通知は、「通知」(~~民法466~~ 467条2項)とはなり得ないと解する。

そうすると、Fは、対~~抗~~要件を備えたBに甲債権を「対抗」できず、CはFの支払い請求を拒絶できる。→ 条文からの反論で、2を書いて、2がダメだから、設問2 1.の流束にする。

1. Fは、譲渡禁止の特約をもって、その特約の存在を3月5日に内容証明郵便によって知ったBに「対抗」(~~民法466~~ 466条2項)できるか。

~~譲渡禁止特約は~~

466条2項は「善意」の第三者に譲渡禁止特約は、対抗できないとする。そして、この「善意」の時点は、譲渡契約締結時点である。

設問1(i)にあるように、Bが乙債権を取得したのは、5月7日である。この時点では、Bは上記特約について、善意である。他方、~~本件契約は~~、1月11日時点で締結されており、その時点においては善意である。2. (したがって、Bは466条2項但書より、Eに支払いを求めることが出来る。

→ 問題文と非対応

(設問1)

第1小問

1. 将来集合債権譲渡担保契約の有効性について

(1) 民法(以下、各条略す) 466条は債権の譲渡性を認める一方、但し書すで「その性質がこれに許さないときはこの限りでない」と定め、債権の性質により譲渡性を認めないことを定めている。

(2) そこで、本問のようには将来集合債権は譲渡性を有するかが問題となる。この点、将来集合債権は債権弁済期が未到来である不確定の債権をも、含み持たため、債権回収の際に、その特定が困難ではないかという点で譲渡を許すべきではない性質を持つ債権にも見える。

しかし、弁済期が未到来である債権であっても、債権の内容や期間等から明確に他の債権と区別できる場合には譲渡性を認めなければならない。

(3) これを本件についてみると、本件債権は、パネルの製品の製造及び販売に係る借金債権であり、借金債権は金銭債権という可分債権であるから譲渡に向く債権である。また、「今後1年の間に有すること」とはものごとくというように期間もはっきり定められている。

したがって、本件債権の譲渡担保契約は有効である。

2. 取得時時期について

(1) ~~Bは~~ 債権担保権者Bは、^{74条} 債権をいつの時点で取得するか、譲渡担保の性質をいかに判断するかが問題である。

この点、^{もつちい理由で} 譲渡担保は譲渡者の担保の趣意から、^{74条} 譲渡担保契約締結時には債権は譲渡者にあり、担保権の実行がある時にその債権は担保権者に移転すると解するのが妥当である。またかかる構成は担保としての性質

第
問

たし

第 問

不確論譲渡という債権譲渡本来の目的に合致しているといふ。

(2)これを本件についてみると、~~Bが~~担保権の実行はBが取引権限を喪失する旨を~~通知~~内容証明郵便で通知して平成25年5月7日に行われているといえる。したがって、Bは平成25年5月7日に甲債権を取得する。

第2. 小問2

1. Cが甲債権の支払を拒絶するにのめ~~る~~論議規則として、免責~~の~~債務引受の主張をすることが考えられ。これは、自分の代わりにDが甲債権に係る債務を引き受けたのであるから、Cはよや自分(に債務はいいとして支払いを拒絶する旨の主張である。~~債務を~~債務引受は第三者弁済(474条)と同類以上の効果をもつため、^①債権者保護の観点から、債権者の債権者の意思に反しない~~こと~~、^②債権者保護の観点から^②債権者の同意が必要に~~いふ~~。

2. これを本件についてみると、債権者AがDとの間で平成25年5月25日に上記債務引受契約を締結した~~こと~~から、~~Aが~~債権者の同意はあったといえる(①充足)。また、Cが当該契約について異議を唱え~~る~~とみられる事情は~~い~~い(②充足)。

したがって、Cは上記主張をすることができ~~る~~。

【言明月2】

1. 譲渡禁止禁止は債権譲渡自由の原則(466条1項)の例外であり、その意義は、債務者が譲渡~~の~~他人に弁済することを債務の履行と見なすこととを防ぐ点にある。

本件で、Bが乙債権を取得した~~こと~~により、上述べのとおり、取引権限を喪失する旨をAに対し、内容証明郵便で通知して平成25年5月7日

（第 問）

1	2あり、AE間では譲渡禁止特約が締結され、平成25年3月5日
2	より後である。もっとも前記の趣旨に鑑み、Eよりも前にAB間に
3	1は集合乙債権を含む将来集合債権の譲渡担保契約が締結され
4	ていることあり、EはAを介してBの存在を知り、この場合にあっては
5	以上、譲渡禁止特約債権者に及ぼす債権回復の危険性は切かたとい
6	る。
7	2.しに、譲渡禁止特約の趣旨が争点であるため、Eは事実上の
8	譲渡禁止特約の争点をもつてBの請求に反対することはできない。
9	以上
10	全体的にふさわしいと認めらる。
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

第1 設問1 (1)について

1 下掲部9契約9有効性について、あるが、債権は譲渡すこと
2 ができる(民法466条1項、以下法文省略)。これに反して、債権
3 については、その債権の譲渡の对象となるか明らかであるが、
4 将来債権については、一定の移り変わるという債権の对象となるか未
5 確定のため明らかでない。

(1) とて、将来債権については、上記債権の特定の必要性、見地から、

① 対象債権の特定性 ② 将来債権譲渡が公序良俗に反しないか(90年)
10 により判断する。

(2) ①について

11 債権の内容について、「バネV部品の製造及び販売に係る代金債
12 権」とされ、当該特定により、対象債権となるか否か十分判断し
13 得ると言える。(①充足)。こいはいで!!

②について

14 公序良俗に反するかは、債権を担保するために受当る範囲の将来
15 債権譲渡と言ふかで判断する。

16 本件 毎月100万~150万円程度の取引を行っているA社に対して
17 100万円の債権である1社というのは、債権を担保するために受当る範
18 囲と言ふ。

19 したがって①の通り、対象債権も具体的に明らかである、この条件に
20 おいて、将来債権譲渡の公序良俗違反と見られない。

21 2. 時点について、B社A社に対して、平成25年1月11日、合意の基に
22 て通知を行った平成25年5月7日という見解もある。

なぜこの理由から?

しかし、事実上の合意内容をみると、「AとBは、融資金の返済が滞ることで上言代金使用をAが許可取立てをしたが、とせ、~~その~~ 外に、将来債権を譲渡した事と前提とする者まじり」となっている。

すなわち「AとBは～取立てをしたが、とせ」という文言は、AとB間の債権譲渡契約に付した内部的な合意に過ぎないことが解する。

したがって、Bは平成25年1月11日の時点で甲債権を取得している。

第2 設問 (2) について。この点については、理由がこれに

1. CとDは、平成25年3月25日にAD間で免責的債権引受が行われている事と理由に甲債権を支払いと拒否したことが示され。

2. 以上を踏まえ、Bは平成25年1月11日にAの所有する将来債権を有しているため当該債権は認められず、Aの所有が。

(1) 債権の譲渡は契約自由の原則から原則、自由であるが、善意の第三者にのみ有効とされている(466条2項)。そこで将来債権譲渡の場合、通知、将来債権の譲渡禁止特約を付した場合は、債権譲受人は知り得ないから善意の第三者には有効。③無重損失と解する。(免責的債権引受)

(2) 解をみるとBはAD間で甲債権につき免責的債権引受が行われていることと知らなかった。(1条2項)。そこでBは重損失を計価に得る事情も認められる。(2条2項)。

したがって、Bは466条2項の「善意の第三者」とするの下、Cが債権を認められなかったと解する。

しかし、契約自由の原則からAD間の免責的債権引受契約は認められるべきであり、事案に将来債権譲渡契約がなされた事により、契約内

H.25

第

問

客と制限するに相当ではない。また、将来使権譲渡契約に基づき
使権譲受人として、将来、更迭の使権を受け、譲渡禁止特約が付与
された可能性ありと契約締結時に相知し得る。

(3) よう C に特約を認め、必要性 及び B に特約に基づいて制限
してもよい許容性があるため C 及び B 認めらる。

第3 設問 2. について

1 E と B 、「おれが乙使権を取得するか。この点 使権の譲渡の
後 譲受人の使権者に通知をしなければ、使権者その他、第三者に對抗
できず (467条1項)。

したがって B は 内容証明郵便で 通知を平成25年5月7日以降
対抗可能とせよ。

(1) とすると、平成25年5月7日以前に A E 間に生じた事由は B に対抗可能
とせよ。

本件では、A E 間の譲渡禁止特約は平成25年3月5日に締結さ
れている。

したがって平成25年5月7日以前、事由として、譲渡禁止特約を以て
B に対抗可能とせよ。

以上

第一、設問1について

1. (1)について

1の下線を付した契約は、Aのパネルの部品の製造及び販売に係る代金債権であって、①現存在有しているもの及び②今後1年の間に有するものを譲渡するものである。そして、単なる譲渡ではなく、Bによる融資の返済が滞るまでは、Aに取立てる権限が留保され、滞れば、BがAに通知がなされるとこの権限を喪失するとの特約が附いている。(債務者の有する)

(1) まず、上記契約の性質について、債権を譲渡し、その取立権限を留保するという形で、債権者の債権を担保する債権譲渡担保に該当する。(466条1項)

了債権譲渡担保の性質は、譲渡という形をとりながら、担保としての機能を実現させる一方で、取立権限を留保者に留保し、第三債務者への譲渡の通知も保留しておくことにより、債権者の第三債務者への財産上の信頼も維持するというものである。このような契約も、担保権の一類型として、非典型担保として認められる。

もっとも、その対象となる債権の性質として、問題となる点がある。まず、将来債権の譲渡が可能かについて、将来債権は発生が不確定であるため、担保の対象として不安定なものである。しかし、発生後の損害を被る債権担保権者が合意している以上、問題はなないため、対象として認められる。また、集合債権が対象となるかについて、

（第 問）

発生

時期及びその期間や発生原因などを特定における、法的安定性を害することはないため、認められる。

イ 本件契約は前述の通り、譲渡という形をとりながらも、取立権限を留保し、返済の通知も保留しており、返済が滞って始めて譲渡されるという債権譲渡担保契約であり、前述の通り、有効である。

そして、①の債権については、現在の債権であり、Aのパネルの製造及び販売に係る代金債権のすべてということで、特定されているため、対象となる。また、②の債権についても、将来の債権ではあるが、今後1年の間に有するもの一切と、期間を特定し、また、発生原因も①と同様に特定しているため、対象となる。

ウ 以上より、有効である。

(2) また、甲債権をBはいつの時点で取得するか。

ア 債権譲渡担保は前述のとおり、権取立権限を留保するものであり、通知もしないため、譲渡契約時点で譲渡されているとすることは法的安定性を欠く。実体とかけはなれている。したがって、合意の内容となっている取立権限を喪失した時点で債権を取得し、それまでは担保権を有しているにすぎないと考えべきである。

イ したがって、本件では、AB間で、Bが一度でも返済を怠れば取立権限を喪失すると合意しており、これは、平成25年5月1日であつたため、Bが甲債権を取得

（第 問）

したのは平成25年5月1日である。

2. (2) について

Aは、Dとの間で、平成25年3月25日、甲債権にかかる債務を引き受け、さらに、Cを免責せしめる合意をしている。そこで、Cは、既に自己が債務者ではないと主張することが考えられる。

(1) 免責的債務引き受けは、~~希望をいいたいとすることができない~~
~~債務者を保護するため、債務者の合意~~ 債務者ゆに負担を課すものではないため、~~債務者の合意なく行うことができる。~~ (519条)
債権者と、新たな債務者との間だけで、

(2) 本件において、AD間でDが債務を引き受け、Cを免責する旨の契約が締結されており、これは有効である。したがって、Cは^{3月25日現在}甲債権にかかる債務者ではなく、5月1日の差押えは有効なものではない。 Fの観点は、

(3) 以上より、Cは支払を拒絶することができる。

第三段問 2 について

~~まず、甲乙債権が発生する前から、担保としてBが債権を形式上有している。仕方、取立権限等を有するAが有している以上、Aと~~

~~（4）まず、債権譲渡担保と債権譲渡禁止特約の関係について述べる。~~

債権譲渡担保の対象となっている債権は、返済が滞り、~~確定的に債権が譲渡されるまでは、担保権設定者が~~

第

問

1 契約の当時有し、また、その発生にかかると契約の当時者である
2 ため、譲渡禁止特約も締結し得る。また、債権譲渡担保
3 の担保的機能を対象となる債権に譲渡禁止特約が
4 付されると、その実行性を失うことになる。しかし、譲渡禁
5 止特約が、自己の反対債権相手方に対するお互の債権を
6 担保し、相殺することによって、回収を確実にするための意義を
7 もつこと、^{債権}譲渡担保の制度では^{債務者}への通知をしていない
8 ことが、~~債権対抗要件がな~~ること、~~外銀~~^{第3}債務者
9 への払い打ちとなることから、特約は有効と解すべき
10 である。

11 2. 本件では、AとB間で有効に譲渡禁止特約を締結
12 している。そして、譲渡担保が実行され、譲渡人たるAが
13 に対して通知をして、Bが~~債権~~^(468条1項)の対抗要件を備え
14 た。しかし、譲渡禁止特約が付されているという譲渡ま
15 での並じた事由を、EはAとBに対して対抗することが
16 できる(468条2項)。

17 3. よって、Eは、譲渡禁止特約をもって対抗することが
18 できる。